



防火対象物関係者の皆様へ

消防用設備等の点検報告はあなたの義務です！



消防用設備等は、いつなごき火災が発生しても確実に機能を発揮する必要があり、日頃の維持管理が重要です。このため、消防法で消防用設備等の設置義務のある建物の関係者（所有者・管理者・占有者）には設置している消防用設備等を定期的に点検させ、その結果を消防長又は消防署長に報告することが義務づけられています。

Q & A

Q 1. 消防用設備ってなに？

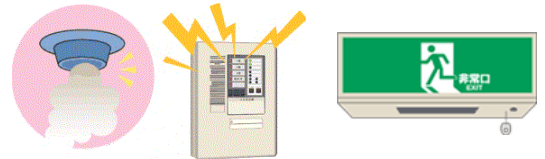
A. 身近にあるものとして、消火器、屋内消火栓、スプリンクラー、自動火災報知設備、避難器具、誘導灯などがあります。



Q 2. 点検や報告の時期は？

A. 点検の内容に応じて、次のように定められています。

- ・ 機器点検：6 か月ごと（外観や機器の機能を点検します。）
- ・ 総合点検：1 年ごと（機器を作動させ総合的な機能を確認します。）
- ・ 報告期間：防火対象物の用途に応じて定められています。



・ **特定用途防火対象物：1 年に 1 回**

飲食店、物品販売店舗、宿泊施設など、不特定多数の方が利用される建物や、病院、社会福祉施設など一人で避難することが難しい方が利用される建物

・ **非特定用途防火対象物：3 年に 1 回**

共同住宅、事務所、学校、工場など、特定の方が利用される建物

Q 3. 点検はどこに依頼したらいいの？

A. 電話帳やインターネット等に掲載されている消防用設備や保守点検の会社情報を参考にして下さい。

Q 4. 点検報告を行わなかった場合、罰則はあるの？

A. 消防用設備等の維持のため必要な措置をしなかった場合（点検結果の報告をせず又は虚偽の報告）は、**30 万円以下の罰金又は拘留**に処されることがあります。（消防法第 44 条第 11 号）
また、その法人に対しても上記の罰金が処されます。（消防法第 45 条第 3 号）

いいかげんな点検を行う業者を選定

しない

信頼できる点検業者を選定し、適正な点検をさせましょう。



粗雑な点検を

させない

点検は、法令で定められた点検基準と点検要領に従って行わなければならない。点検時には、防火管理者等が必ず立ち会って、適正な点検が行われているかを確認するよう指導されています。*

*（平成11年消防予第145号）



不適切な点検事業者を

ゆるさない

粗雑な点検を行う事業者と契約し、不適正な点検が行われた場合、罰せられるのは「防火対象物の関係者」です。



消火器の訪問点検にご注意を！

各地で不適切な点検や高額請求の被害が多発しています。点検を承諾する前に必ず契約業者であるかを確認しましょう。

従業員の皆さまにも周知徹底を！



トラブル防止のポイント！

契約業者でない場合は…

- ハッキリと点検を拒否する。
- みだりに契約書にサイン等をしない。
- 身分証明書等の提示を求める。